

写

福監発第 2460 号

昭和58年 1 月 7 日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

末 次 性 男

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 貫 井 喜代次

昭和57年11月分例月出納検査の結果に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検 査 日 12月24日（金）
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和57年11月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項

4 結 果

11月中における現金の出納状況について、関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、

11月末日における収支の状況は、別紙のとおりで計数上の誤りは、認められなかった。

昭和57年11月分

1 歳入歳出の状況

昭和57年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	11,140,799	634,526,748	5,848,423,945	52.5	347,198,421
国保会計	1,200,600	47,285,164	633,135,723	52.7	25,380,635
区画整理 会 計	96,685	92,466,800	607,755,088	50.6	4,562,495
下水道 事業会計	2,889,784	11,375,837	442,284,593	15.3	運600,000,000
受託水道 事業会計	579,881	110,144,927	952,373,539	33.0	△510,088,946
合 計	15,907,749	52,951,000	283,242,822	48.8	27,163,070
		59,005,233	256,079,752	44.2	運600,000,000
		746,138,749	7,220,878,377	45.4	△105,784,325
		708,416,111	7,326,662,702	46.1	

運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	31,103,047	121,578,481	120,683,217	31,998,311

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金				
用品調達	532,378	551,239	595,501	488,116
土地開発	22,770,901	0	0	22,770,901
職員退職準備	49,999,749	0	0	49,999,749
庁舎増築	57,531,807	0	0	57,531,807
都市施設整備	運△300,000,000 1,334,656,537	0	0	運△400,000,000 1,334,656,537
中小企業振興 資金一時補填	475,097	6,000	0	481,097
仮称第八小学校 建設	運△200,000,000 263,984,504	0	0	運△200,000,000 263,984,504
福生市育英	13,100,000	0	0	13,100,000
国保高額療養費 資金貸付	1,819,601	178,914	468,687	1,529,828
市営住宅等 管理基金	8,378,000	0	0	8,378,000
合 計	運△500,000,000 1,753,248,574	736,153	1,064,188	運△600,000,000 1,752,920,539

運は運用金

昭和58年1月8日

昭和57年度福生市一般会計補正予算(第4号)の
正誤について

次のとおり訂正したいので、よろしくお取り計らいくださ
るようお願いいたします。

ページ	訂正箇所	誤	正
7	(款)2総務費(項)1総務管 理費(目)1一般管理費 説明 の欄中	(80人)	(77人)
20	(款)10教育費(項)1教育総 務費(目)1教育委員会費 説明 の欄中	(21人)	(22人)

第一回福生市議会

臨時

会会議録(第二号)

昭和五十八年一月十八日福生市議会議場に第一回福生市議会臨時会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	田村 市郎 君	十三番	鈴木 藤次郎 君	十一番	原 敏子 君	九番	小野沢 久 君	七番	森田 治男 君	五番	東浦 春浪 君	三番	加藤 謹之助 君	一番	石川 慶一郎 君
-----	---------	-----	----------	-----	--------	----	---------	----	---------	----	---------	----	----------	----	----------

十八番	東田 正治 君	十六番	末次 性男 君	十四番	松山 清 君	十二番	遠藤 洋一 君	十番	山崎 繁三郎 君	八番	村尾 栄次 君	六番	高水 惣八 君	四番	仲村 清信 君	二番	
-----	---------	-----	---------	-----	--------	-----	---------	----	----------	----	---------	----	---------	----	---------	----	--

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	小林菊三君	二十二番	賈井喜代次君
二十三番	関米吉君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堺仁七君

十四番 村野武男君

一 欠員は次のとおりである。

なし

第一回新市市議会

会合議決(第二号)

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議事 森田進君 議長 島田幸治君 主事 甲賀圭君

一 二番説明員は次のとおりである。

長 田村匡雄君 役 古谷徳男君

入 役 高水求君 教 育 長 森田猛君

日 三 財 政 部 長 生子国利君 総 務 部 長 浅見裕康君

日 三 民 部 長 井上久男君 福 祉 部 長 須崎進君

日 三 三 民 部 長 内田和雄君 教 育 次 長 八木房雄君

監 査 委 員 事 務 森田武君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 條崎寛君

日 三 長 事 務 取 扱 事 森田武君 議 事 局 長 條崎寛君

昭和五十八年第一回福生市議会臨時會議事日程（第二日目）

開議日時 一月十八日（火） 午前十時

日程第一 議案第一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）（審査報告）

日程第三 議案第三号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）（審査報告）

日程第四 議案第四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算（第二号）（審査報告）

日程第五 議案第五号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）（審査報告）

日程第六 議案第六号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）（審査報告）

日程第七 議案第七号 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計予算

日程第八 陳情第十四号 婦人問題解決のための福生市行動計画策定に関する陳情書（審査報告）

日程第九 請願第六号 南田園地区地域会館新設に関する請願書（審査報告）

日程第十 閉会中の継続審査申し出について

議長（末次性男君） 以上で報告は終わりました。

議長（末次性男君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を

。議会運営委員会（小林南三君） 御報告をいたしたくあります。

開議日時 一月十八日（火） 午前十時

日程第一 議案第一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）（審査報告）

日程第三 議案第三号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第四 議案第四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業（審査報告）

日程第五 議案第五号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）（審査報告）

日程第六 議案第六号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）（審査報告）

日程第七 議案第七号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第八 議案第八号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

午前十時 一分開議

○議長（末次性男君） ただいまから昭和五十八年第一回福生市議会臨時会第二日目の会議を開きます。

○議長（末次性男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（森田議会議務局長報告）

一、付議事件の告示について（別添参照）

○議長（末次性男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（末次性男君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小林菊三君登壇）

○議会運営委員長（小林菊三君） 御指名をいただきました

ので、昨日の議会運営委員会で決定いたしました本日
の日程等について報告をいたします。

本日提案されております議案はすべて審査報告であ
り、日程の順序につきましては、第一日目の本会議の順に編
成いたしました。

なお、継続事件として審査してまいりました議案のう
ち請願書、陳情書それぞれ一件について結論が出ましたので
日程といたしました。

また、日程第七につきましては、委員長から審査報告
に必要な資料としてお手元に御配付の資料が提出され
ておりますことを御報告申し上げます。

次に全員協議会でございますが、理事者から七件につ
いて申し出がされておりますので、本会議終了後に開催す
ることといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営できま

すよう御協力をお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） ただいま委員長から報告されました
とおり本日の議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

○議長（末次性男君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第一号 福生市国民健康保険条例
の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してあります
ので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名がございましたので、議案第
一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条
例について審査報告を申し上げます。

（議案審査報告書）別添参照
審査の結果につきましては、お手元に御配付の審査報告書
にあります。御説明申し上げますと、説明の後、

委員より、二千円の過料を二万円に改めたというが、現在まで罰則を受けた者はいるのかとの質疑がありました。現在まで該当者はいないとの答弁がございました。

さらに委員より二千円を二万円に改めることは該当者はなかったというが、これは市民に対する負担増につながることを考へるし、老人保健法そのものが、年寄りの医療費の有料化につながるものであり賛成できないとの発言がありました。その後他の委員に発言を求めましたが、異議なしということになりましたので、起立により採決いたしましたところ、起立多数で原案を可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上当委員会決定どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。審査報告を終わります。議長（末次性男君）以上で委員長が審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。

（十一番 原敏子君 登壇）

○十一番（原敏子君） 議案第一号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本条例案は、老人保健法の制定に伴い改正されるものです。

また、第十一条、第十二条の過料の増額改正です。過料の増額改正は制度上の罰則の強化で、市民に対し

る負担増となるものです。これまでもこの過料を課したことはないとの理事者の説明です。これもまた老人保健法の施行のもとでの改正です。

老人保健法は御承知のように七十歳以上の老人の医療と保健事業からなります。本案は保健医療に関するものです。

老人保健法が施行されることに伴い、市内のお年寄にとりて改善があるのかと見るとき、一部負担という形の有料化によって月が変わるごと、医療機関が変わること、一回四百円、入院について二カ月を限度として一日三百円の自己負担となります。

この法律は受診抑制による医療費の節減を図る意図から出たものなのです。

さらに問題となるのは、中央社会保険医療協議会が答申しました老人保健法施行に伴う老人保健法の医

療の取り扱い基準と診療報酬の算定基準とあります。取り扱い基準は家庭事情のための入院の指示を行わないなど、入院に厳しい条件を付け、注射、検査、処置もみだりに行うてはならないことと強く強調しています。

診療報酬の算定基準は報酬面で長期入院患者を病院から追い出そうとする内容です。老人の入院時の医学管理料は長期になるにつれて低額になり、点滴の請求もいままでの七百五十円は外来患者だけでなく、入院患者は二百円に下げられています。

特にひどいのは、七十歳以上の老人が六割以上入院している病院について特別の項目を設け、厳しい制限を設けていることです。

入院老人の診療報酬は、どんな検査が必要であっても、一回千五百円、治療上何回も注射しなければならなくとも一回千円という制限付きで、バ电图検査も一カ月一回